

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条の携帶する身分を示す証明書の様式を定める命令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）を実施するため、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員が立入検査をするときに携帶すべき証明書は、別紙様式によるものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が立入検査（財務大臣の権限によるものを除く。）をするときに携帶すべき証明書

二 法第二条第一項第十号から第十六号までに掲げる金融機関に対して農林水産省の職員が立入検査をするときに携帶すべき証明書

附 則

この命令は、法（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （令和元年六月二十四日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和三年十一月一七日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

別紙様式

別紙様式

表 面

第 号	
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書	
写 真	所属部局 官 職 氏 名
	年 月 日 生 年 月 日 交付
発行者名	

裏 面

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（抄）

（立入検査）

第四十四条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。第六項において同じ。）若しくは指定活用団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に同項の金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、これらの項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項（金融機関等に係るものに限る。）又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第二章第一節の規定による手続及び支払等業務の委託又は再委託が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第五十五条 第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）第二項又は第六項の規定による当該各項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格B 8 とすること。